

京都大学	博士 (法 学)	氏名	野々上 敬介
論文題目	他人の法律関係の形成をめぐる関係当事者の私的自治とその制約		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、法律関係の形成が他人に委ねられた場合における関係当事者の私的自治とその制約のありようについて、ドイツにおける議論を整理・参照しつつ、検討するものである。</p> <p>本論文は、二部からなる。第一部では間接代理（その代表としての問屋）の法律関係が、第二部では直接代理の法律関係が取り上げられ、それぞれにおいて受任者が行為を自己のためにする自由（その意味での私的自治）とその制約について検討している。</p> <p>第一部では、間接代理人のした契約によって生ずる効果が本人に帰属または移転される構造の分析を通して、間接代理における受任者の私的自治とその制約について検討している。</p> <p>その第一章では、間接代理の受任者となった者が、ある契約をするにあたって受任者としての資格と自己の資格とを自由に使い分けることができることに對して疑問を提示し、本論文の根本的な問題意識を明らかにしている。</p> <p>第二章では、受任者による資格の使い分けに関するわが国の議論状況を整理し、受任者としての行為とされるか否かは受任者における「委任者のためにする」意思の存否によるとされつつも、その意思が意味をもつ範囲や意思の認定準則につき十分な議論がされていない現状を指摘している。</p> <p>第三章では、ドイツにおける問屋に関する議論、とくに、問屋の行為が委託の実行行為であると性質決定される基準に関する議論を、詳細に整理・検討している。この問題については問屋の意思の確定時と問屋の意思の認定方法とを分けて考えるべきことを指摘し、前者について、問屋が客観的には委託の実行にあたる行為をした場合に、それを委託の実行とするかどうかを問屋が事後的に決めることを認めるか否かについて争いがあること、その背後に、問屋の忠実義務違反を未然に防ぐために行為の性質を行為時に確定すべきかどうかに対する評価の違いがあることを、指摘している。後者については、委託内容が売却委託の場合には、問屋が委託物を売却したことをもって委託の実行とする問屋の意思が原則として認められること、それに対して委託内容が買入委託の場合には、行為の委託適合性を重視する見解と、委託の実行とする問屋の意思につき外的な徴憑が必要であるとする見解の対立があることを明らかにしている。そのうえで、問屋がする行為の種類による違い、買入委託の場合における見解の対立のいずれについても、その行為を問屋自身のためであるとするのが委託者に対する債務不履行等の義務違反を構成することになるかどうか重要な意味を果たしていること、（どの程度の）義務違反となることをもって問屋の私的自治の制約根拠とすべきかによって見解が分かれているとみられるこ</p>			

とを、指摘している。

第四章では、ドイツ法の検討がわが国の議論にもつ意味を考察している。わが国において、ドイツ法で議論されていた二つの問題はほとんど議論されていないが、わが国においても同様の問題があること、その問題の検討にあたってドイツ法の議論の視点が参考になることを指摘している。

第二部では、直接代理における代理人の行為帰属先決定の自由（その意味での私的自治）とその制約を、とりわけ顕名の原則との関係で検討している。

その第一章では、上記検討のために、民法100条本文のいわば裏返しの場合にあたる、代理人に代理意思がなかったのに顕名が認定された場合を検討の対象とすることを、その意義とともに説いている。

第二章では、民法100条本文に関する従来の議論を整理し、顕名されたが代理意思はなかった場合について十分な議論がされていない現状を明らかにしている。

第三章では、この問題に関するドイツにおける議論を整理・検討している。ドイツでは、顕名主義の根拠として法律関係の一義的明確性の確保を挙げる通説と、代理行為の相手方の信頼の保護というわが国における通説的理解と同様の考えを示す有力説が対立していること、その対立は、主として、関係人のための行為 *Geschäft für den, den es angeht* の扱いにおいてと、顕名されたが代理意思はないという場合に、BGB164条2項が類推され錯誤取消しが認められないことになるかどうかの問題において、大きな意味を持つことを明らかにしている。

第四章では、ドイツ法の検討がわが国の議論にもつ意味を考察している。わが国においては、従来、顕名主義の意義を法律関係の一義的明確性の確保と捉える理解はあまりみられない。しかし、ドイツ法と代理法制を基本的に同じくするわが国においても、そのように捉える可能性がありうること、そのような理解から民法100条本文の趣旨やその正当性を説明することが可能であることを指摘している。そのうえで、このような視点から顕名主義の意義を再検討することは、代理の場合における関係当事者の意思の自由とその制約についての検討にとって有意義であるとしている。

(論文審査の結果の要旨)

他人に物の売却や買入れ等をゆだね、その他人が依頼に相当する行為をした場合に、その行為によって取得される権利(代金にかかる債権や購入された物等)を依頼者が取得するのは、どのようなときか。これは、委任一般におけるごく基本的な問いである。そして、答えは、一見明瞭である。行為が「本人のために」されたときである。では、どのような場合に行為が「本人のために」されたことになるのか。本人の名でされるわけではない間接代理の場合、「本人のため」か否かはどのようにして定まるのか。直接代理においては、顕名はされたが行為者に代理意思がなかったときも、本人への効果帰属が確定的に認められるのか。これらの点について、従来、わが国ではほとんど議論がされていない。本論文は、こういった、委任についての、ごく基本的でありながら、議論が空白となっていた問題に正面から取り組むものである。

本論文は、この問題を、ドイツ法の議論を紹介・分析することを通して検討している。その結果として、間接代理に関する第一部では、ドイツにおいては、受任者(問屋)には行為の結果の帰属の決定につき自由が認められること、およびその決定につき受任者の意思がひとたび外部に表わされたときはその意思に従って帰属先が定められることに一致があること、受任者に行為時点で結果の帰属につき決定留保を認めるか否かにつき争いがあること、その争いの焦点は受任者による忠実義務違反など委任契約上の債務不履行を防止するために行為の性質決定に関する受任者の自由をどの程度制約すべきかにあることを、明らかにしている。これは、ドイツにおける錯綜し、決して明確とは言えない議論を、論理だった整理・分析を丹念にすることを通して著者が明らかにした成果であり、わが国の同種の議論につき、高い参照価値がある。直接代理に関する第二部でも、同様の手法によって、ドイツにおいて顕名主義について法律関係明確化機能が重視されてきたこととそのことの問題性という、わが国ではほとんど意識されることがなかった重要な指摘がされている。

本論文で扱われた問題の広がり、大きい。たとえば、信託の受託者による行為が信託財産に帰属するのは、「信託財産のために」された場合とされている。しかし、どのようなときに「信託財産のために」されたことになるのかについて、議論は全く深まっていない。委任に関する同種の問題の本論文における検討は、この問題を考える際にも大きな示唆を与えるものとなっている。本論文は、公表された暁には(本論文第一部は、法学論叢に掲載予定となっている)、財産管理に関する問題が扱われる際に広く参照され、検討の対象とされることになると思われる。

以上の理由により、本論文は、博士（法学）の学位を授与するに相応しいものであり、かつ、学界の発展に資するところが大きく、特に優れた研究であると認められる。

なお、平成25年2月6日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。